

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和8年3月19日

見附市長 稲田 亮

見附市条例第19号

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例の一部を改正する条例

見附市廃棄物の減量及び適正処理等に関する条例（平成16年見附市条例第10号）の一部を次のように改正する。

第20条第3項中「第19条」を「前条」に改める。

別表第1中「39円」を「42円」に、「24円」を「26円」に、「10円」を「11円」に、「43円」を「47円」に、「900円」を「990円」に、「600円」を「660円」に、「300円」を「330円」に、「100円」を「110円」に改める。

別表第2中「110円」を「120円」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年8月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の別表第1及び別表第2の規定は、施行日以後に徴収する処理手数料について適用し、同日前に徴収する処理手数料は、なお従前の例による。